

旭川市立陵雲小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和5年4月改訂)

【目 次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	…	1
2 いじめの理解	…	1
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組	…	5
1 本校のいじめの実態及び目標	…	5
2 児童が主体となった取組の推進	…	5
3 学校いじめ対策組織の設置	…	5
4 いじめ防止の取組	…	7
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	8
・いじめ発見・見守りチェックリスト		
・主な相談窓口		
6 いじめへの対処	…	12
7 いじめの解消	…	13
・早期発見・事案対処マニュアル		
8 いじめの重大事態への対応	…	15
9 いじめの防止等に関係する機関，保護者等との連携	…	16
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携	…	16
11 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめの未然防止	…	16
12 学校いじめ防止プログラム	…	17

○ はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の基、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童にも起こりうるものであることを十分認識の上、いじめの未然防止、早期発見・事案対処に努めてきたところです。

いじめの問題については、より良い人間関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据えるとともに、家庭や地域、関係機関等との連携の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」や「旭川市いじめ防止基本方針」等を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別の防止にも努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童等、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。

- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。 など
- 憶測や不確かな情報で新型コロナウイルス感染の有無を吹聴されたり，中傷されたり，避けられたりする。

これらのいじめの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携して対応します。

（３） いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては，次の点に留意します。

- いじめは，児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり，いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは，単に児童だけの問題ではなく，パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント，他人の弱みを笑いものにしたたり，異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり，家庭環境や対人関係など，多様な背景から，様々な場面で起こり得る。
- いじめは，加害と被害という二者関係だけでなく，はやしたてたり面白がったりする観衆の存在，周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や，学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により，潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや，児童の人間関係をしっかりと把握し，全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ，学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり，いじめが起こり得る。
- 児童の発達段階に応じた，男女平等，子ども，高齢者，障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解，自他を尊重する態度の育成，自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ，互いの違いを認め合い，支え合うことができず，いじめが起こり得る。

（４） いじめの解消

いじめが解消している状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし，必要に応じ，いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織3の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（5） いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び目標（指標）

前年度、本校では、「冷やかしやからかい、悪口をいわれる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする」「メールや無料通話アプリ（SNS等）で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする」といった態様のいじめを24件認知し、対処しているものの、「いじめの行為は止んでいるが、その状態が相当の期間継続していない」事案も含めて29%の解消に留まっています。

また、いじめに関するアンケートでは、99.8%の児童が「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した一方で、約4%の児童が「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答しました。

こうした状況を踏まえつつ、本年度においても、学校いじめ防止基本方針の教職員の共通理解を深めます。教育相談などの相談体制を充実させ、いじめの未然防止といじめの積極的認知に取り組むとともに、『いじめの解消率100%』『いじめはどんなことがあっても許されないと思う100%』『いやな思いをしたとき、誰にも相談しない0%』を目指し、これらの検証・改善を充実させていきます。

2 児童が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針「友達と仲良く 笑顔で過ごせる学校」(1,2年)「心から楽しく 笑顔あふれる学校」(3-6年)を策定し、いじめを自分のこととして考えさせます。
- 年に2回の「いじめ・非行防止強調月間」に合わせて、代表委員会で「児童会集会」を企画・運営します。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- 児童会主催の取組の中に「新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別の防止」の視点からの取組も入れていきます。

3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、(可能な限り)心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専

門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成します。また、事案の対処に当たっては、関係の深い職員を追加するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組みます。

（１）組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

オ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

カ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割

キ) 学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割

ク) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管

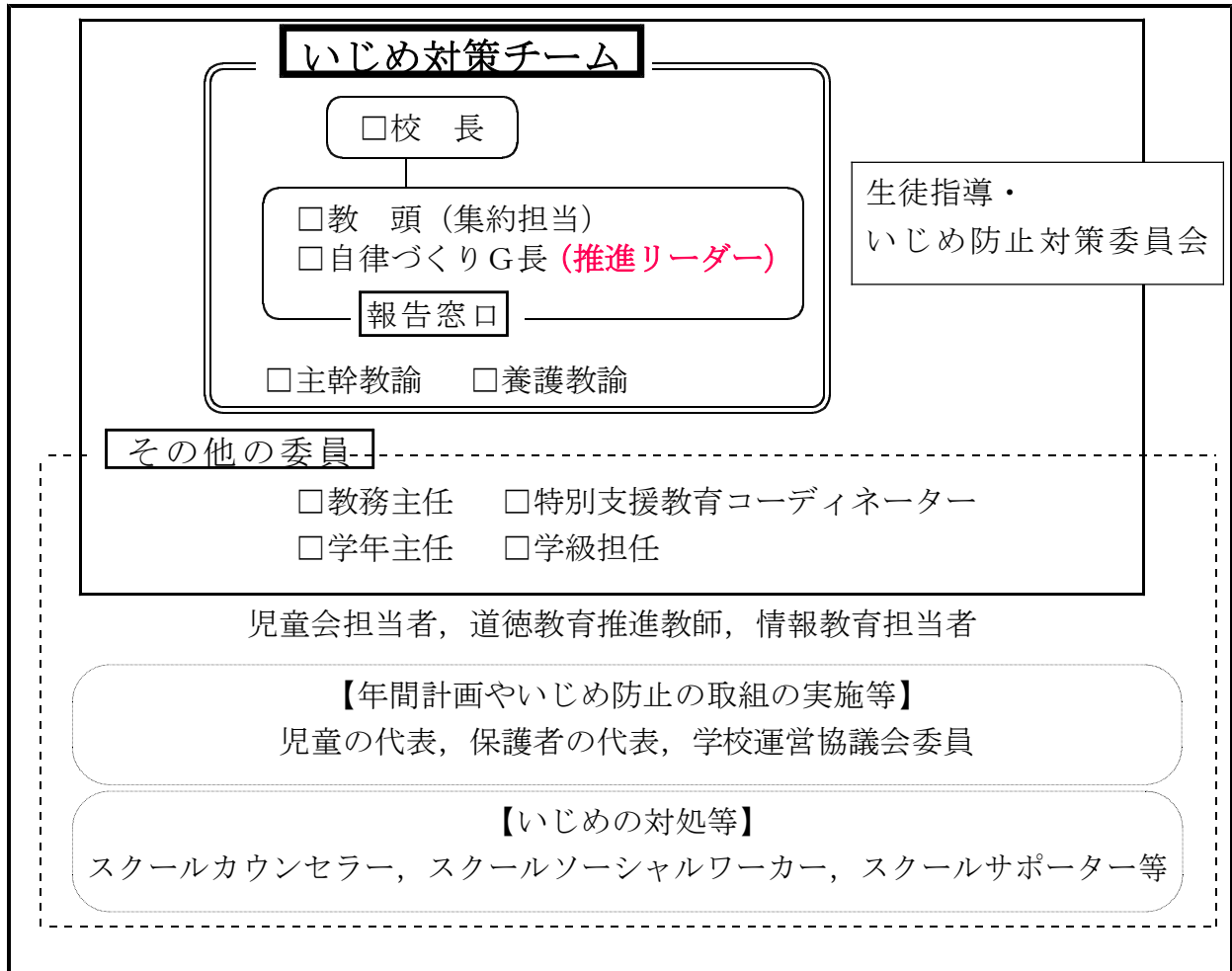
③学校いじめ防止基本方針に基づく取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実等と見直し

(2) いじめ対策組織



4 いじめ防止の取組

学校は、児童がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針「友達と仲良く 笑顔ですごせる学校」(1,2年)「心から楽しく 笑顔あふれる学校」(3-6年)を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進めます。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進めます。
- 児童の発達段階や実態に応じた**人権教育（生命〈いのち〉の安全教育・SNSの適切な利用に係る学習）**の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払います。
- 新型コロナウイルス感染症に対する不安や不確かな知識が関わっていることを踏まえ，児童の発達段階に合わせた正しい知識や情報の周知に努めます。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

<保護者の役割>

- 保護者は，その保護する児童に，家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや，自分を認めてくれる人がいることを実感させ，自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は，いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し，たとえ，ささいな兆候であっても，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを軽視することなく，積極的に認知します。

学校は，いじめの早期発見のため，次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，チェックリストの活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，日頃から児童の心の居場所づくり，相談しやすい雰囲気づくりを含めた「心のケア」に積極的に務めます。○

児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。本年度においては、スクールカウンセラーを活用した教育相談週間を設けて、相談しやすい体制を整えます。

- ささいな兆候であっても組織で共有し、いじめを軽視することなく積極的な認知に努めます。

<保護者の役割>

- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

<H26 文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用>

- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた、または、いじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 _____ 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く(さえず)、元気がない。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。…………… | 〔 | | 〕 |

授業や給食の様子

児童氏名

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしかからかいがある。 | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | 〔 | | 〕 |

清掃や放課後の様子

児童氏名

- | | | | |
|---|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。…………… | 〔 | | 〕 |

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOS)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

<受付時間>

月~金 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察本部）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月~金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立陵雲小学校

TEL: 57-2870

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

イ いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

ウ いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

オ 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

カ 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

<保護者の役割>

- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消^{*1}に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

^{*1}いじめの解消とは

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

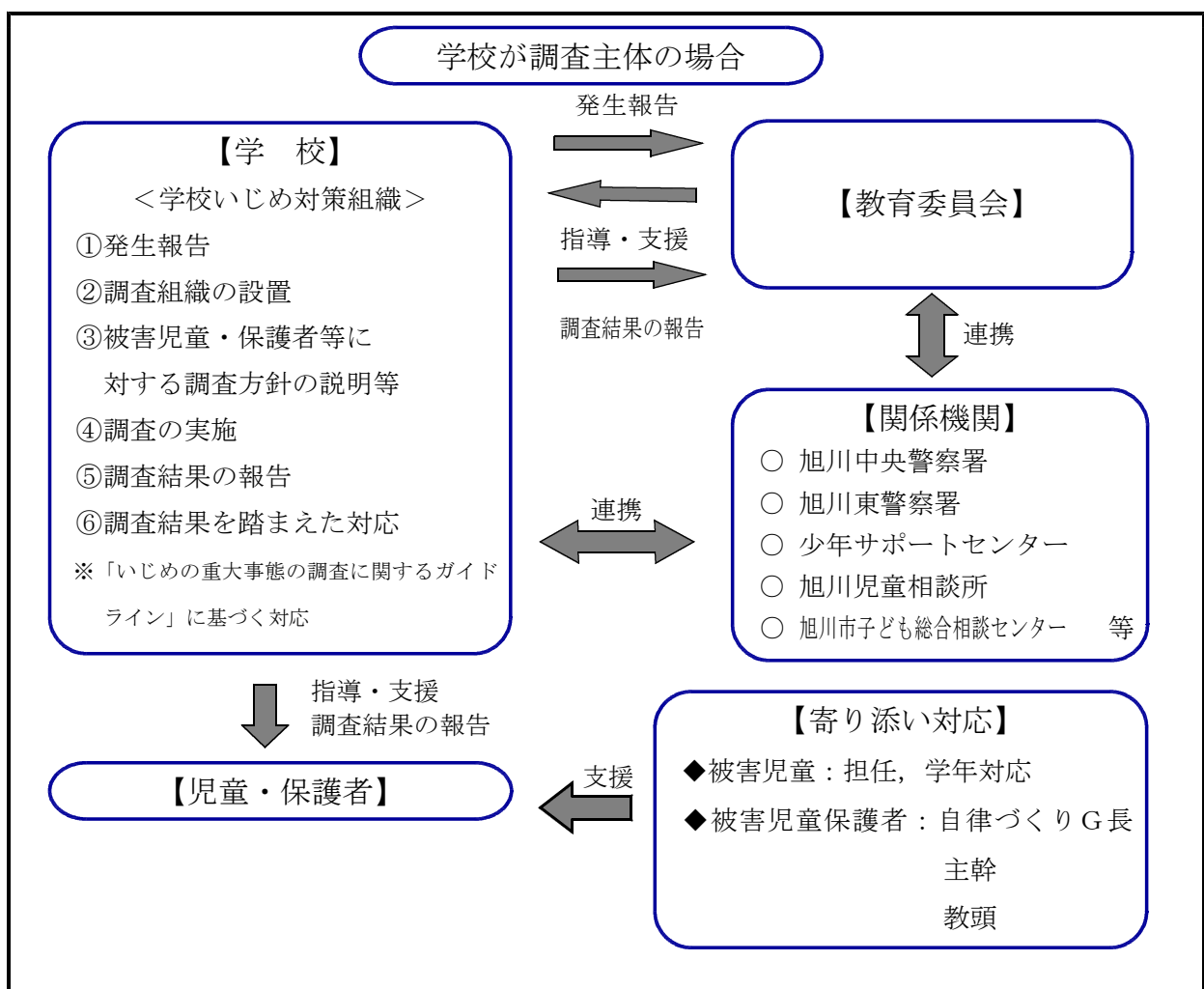
- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 <input type="checkbox"/> 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 <input type="checkbox"/> 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|--|---|

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態態様フロー図」に基づいて対応します。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。

「重大事態対応フロー図」



9 いじめの防止等に関係する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。（再掲）
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

<保護者の役割>

- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめの未然防止

- 学級指導や道徳指導を通して、日常的、計画的に以下のことを指導します。
 - ・ 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正しい情報や科学的根拠に基づいて行動すること。
 - ・ 感染者や濃厚接触者及びその家族に対して偏見をもったり、差別したりしないこと。
 - ・ 医療従事者や社会活動を支えている人たちに対して敬意と感謝の気持ちをもつこと。

12 学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月(強調月間)	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページでの公開 ・組織の役割、事業への対応マニュアル等の確認・共通理解 ○児童生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○校内研修(1) <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ・サポーター事例研修① ・「生命(いのち)の安全教育」の ○見守り活動の推進(通年) ○学校ネットパトロール(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ情報の共有と認知 ○校内研修(2) <ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○市主催「人権教育研修会」への参加 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議(スクールカウンセラーを含む) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの集計、分析、認知の検討 ○校内研修(3) <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針に関わる効果的な具体的取組 ○道教委いじめ問題への対応状況の調査① ○いじめの把握のためのアンケート調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ情報の共有と認知 ○児童生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ情報の共有と認知 ○校内研修(4) <ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケートや各種調査結果の活用 ○市主催「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 ○子供理解支援ツール「ほっと」調査 ○情報機器利用実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ほっと、情報機器利用実態調査の集計、分析結果の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣(アトマイ) ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等 ○学習参観日 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○保護者教育相談(1年・特支) ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会集会の実施(6月) <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止集会」 ○人権教育:「生命(いのち)の安全教育」の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童教育相談①(全員) ○いじめ・非行防止強化月間① ○いじめ防止の理解を深める学習①(道徳の時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○非行防止・情報モラル教室(外部講師活用) ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる巡回教育相談室④
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学習規律、学習習慣 ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会集会の実施(6月) <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止集会」 ○人権教育:「生命(いのち)の安全教育」の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童教育相談①(全員) ○いじめ・非行防止強化月間① ○いじめ防止の理解を深める学習①(道徳の時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○非行防止・情報モラル教室(外部講師活用) ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる巡回教育相談室④
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○保護者教育相談(1年・特支) ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会集会の実施(6月) <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止集会」 ○人権教育:「生命(いのち)の安全教育」の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童教育相談①(全員) ○いじめ・非行防止強化月間① ○いじめ防止の理解を深める学習①(道徳の時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日等 ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 ○保護者教育相談② 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる巡回教育相談室④

	10月(強調月間)	11月	12月	1月	2月	3月	
教職員	<p>○学校いじめ防止対策組織会議(スクールカウンセラーを含む) ・いじめ情報の共有と認知</p> <p>○校内研修(5) ・インターネットで行われるいじめへの対応(情報モラルを育む指導方法)</p> <p>○いじめの把握のためのアンケート調査②</p> <p style="text-align: center;">➡</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・いじめ情報の共有と認知</p> <p>○道教委いじめ問題への取り組みの調査③</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・いじめ情報の共有と認知</p> <p>○学校評価 ・いじめの防止等に関する取り組みについての点検</p> <p>○児童生徒に関わる学校の情報交流(授業参観等)</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・いじめ情報の共有と認知</p> <p>○校内研修(6) ・原理解研修② ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議(スクールカウンセラーを含む) ・いじめアンケートの集計、分析、認知の検討</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p> <p>いじめの把握のためのアンケート調査③(市独自)</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成</p> <p>○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換等</p>	
児童生徒	<p>○児童集会の実施 ・「児童集会」による異学年交流</p> <p>○いじめ・非行防止強化月間②</p> <p>○人権教育：SNSの適切な利用に係る学習(情報モラル)</p>	<p>○非行防止・情報モラル教室(外部講師活用)</p> <p>○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等</p>	<p>○非行防止・情報モラル教室(外部講師活用)</p> <p>○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等</p>	<p>○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等</p>			
家庭・地域	<p>○学校運営協議会 ・2学期の取組についての説明</p> <p>○情報機器の正しい扱い方、インターネットで行われるいじめなどに関わる情報提供と家庭教育の啓発 ・各種通信</p>	<p>○児童集会の実施 ・「児童集会」による異学年交流</p> <p>○保護者教育相談③</p> <p>○学校関係者評価の実施</p>	<p>○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日等</p> <p>○保護者教育相談③</p> <p>○学校関係者評価の実施</p>	<p>○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・いじめ情報の共有と認知</p> <p>○スクールカウンセラーによる巡回教育相談室⑤</p>	<p>○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日等</p>	